

第6章 南海トラフ地震に関する対策

第1項 総 則

第1節 計画の目的

「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域に指定された本町における南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、町内における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、一般対策編第1章第4節「町及び防災関係機関の業務の大綱」に準ずる。

第2項 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 方針

南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送路、通信施設等各種防災関係施設を整備するものとし、町及び関係機関は、これら防災施設につき期間を定め関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。

2 実施内容

施設等の整備に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。建築物、構造物等の耐震化、避難場所の整備その他の整備については、一般対策編第2章第3節に準ずるものとする。

第3項 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- (2) 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

- 1 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編に記載のとおりである。
- 2 町は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第3節 帰宅困難者への対応

町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

第4項 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1節 趣旨

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた町や関係機関等がとるべき防災対応について、あらかじめ定めるものとする。

第2節 防災対応の基本的な考え方

町は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討するものとする。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とするものとする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。

住民等	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none">・避難場所、避難経路の確認・家族との安否確認手段の確認・家具の固定の確認・非常持ち出し品の確認 など
	できるだけ安全な行動の例	<ul style="list-style-type: none">・高いところに物を置かない・屋内のできるだけ安全な場所で生活・すぐに避難できる準備（非常持出品等）・危険なところにできるだけ近づかない など
企業	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none">・安否確認手段の確認・什器の固定、落下防止対策の確認・食料や燃料等の備蓄の確認・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認・発災時の職員の役割分担の確認 など

第3節 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。

南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上M8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

第4節 防災対応をとるべき期間

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

防災対応の流れ

	M8.0以上の地震	M7.0以上の地震	ゆっくりすべり
発生後	・個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備、開始		・今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒 ・日頃からの地震への備えを再確認する等 ・個々の状況等に応じて事前の避難など避難対策を実施	巨大地震注意 ・日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意 ・日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間	巨大地震注意 ・日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

第5項 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制

第1節 町の体制

町は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制をとるものとする。

情報名	町の防災体制
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	総務課は、県からの情報を受けた時点で、各課へ連絡し、所要の準備を開始する
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	池田町災害対策本部を設置し、本部員会議を開催 ○本部長 町長 ○副本部長 副町長 ○本部員 教育長 全部課長 社会福祉協議会事務局長 大垣消防組合北部消防署長 消防団長 緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）からの指示、気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有する 【各課における対応】 ・情報収集、連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	臨時部課長会議を開催 ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有する ・各課から、これまでの相合状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有、確認する。 【各課における対応】 ・情報収集、連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	総務課は、気象庁等からの情報に注意しつつ、関係課と情報共有する

第2節 運営等

町災害対策本部等の組織、運営等については、池田町災害対策本部条例、及び一般対策編第1章第7節に定めるところによる。

第6項 南海トラフ地震臨時情報発表の伝達

1 南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、住民等に対して適時的確な広報を実施する。

2 実施内容

(1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達

ア 伝達経路

気象庁 → 消防庁 → 県 → 町 → 住民

イ 住民等への伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線や広報車、防災メール、ホームページのほか、テレビ、ラジオ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達するものとする。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主消防組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。

外国人に対しては、ホームページやSNS、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用するものとする。

ウ 住民等への伝達内容

町は、住民等へ臨時情報を伝達する際には、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（下図参照）をあわせて示すものとする。また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知するものとする。

南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	発表時	・日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	1週間後	・日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	2週間後	・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	発表時	・日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など
	1週間後	・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など

エ 問い合わせ窓口

町は、住民等からの問い合わせに対応できるよう問い合わせ窓口を整備しておくものとする。

第7項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策

第1節 避難対策

1 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、町における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。

2 実施内容

(1) 事前の避難

事前の避難が必要な災害リスクは下記ア、イを基本とし、町は災害リスクに応じ、1週間を目途に地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施するものとする。

ア 急傾斜地等における土砂災害

町は、土砂災害のリスクがある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）の住民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の住民等に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じるものとする。

町は、土砂災害の不安があっても自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に、土砂災害防止法に基づき作成される避難確保計画に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を位置づけるよう働きかけることとし、施設管理者は適切な措置の実施に努めるものとする。

イ 耐震性の不足する住宅の倒壊

町は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

町は、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとする。

上記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知するものとする。

(2) 避難先の確保、避難所の運営

住民等の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、町が避難所を確保するものとする。

町は、県対応指針を参考に、避難者の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討するものとする。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、町は、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づけるものとする。

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時における事前の避難は被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、町は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民等へ周知するものとする。

- ア 住民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること
- イ 知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、町が避難所を確保すること
- ウ 避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること
- エ 避難所の運営は避難者自らが行うことが基本であること

(3) 学校等

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童・生徒の保護者への引渡し等安全確保措置を講じるものとする。

第2節 関係機関のとりべき措置

1 方針

関係機関は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続のための対策を実施する。

2 実施内容

(1) 消防機関等の活動

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、住民等の避難誘導、避難路の確保を重点として、その対策を定めるものとする。

(2) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(3) 水道

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて各所における緊急貯水が必要であり、町及び水道事業者は、発災後の断水に備えて居住者等が行う貯水による水需要の増加に対応するため、浄水設備及び給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保するものとする。

(4) 電気

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保するものとする。

(5) ガス

ガス会社は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(6) 通信

電気通信事業者は、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うため、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。

また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を行うものとする。

(7) 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために必要不可欠であることから、放送事業者は、正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

このため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあつては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

(8) 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

(9) 交通

ア 道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、住民等に周知するものとする。

町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

イ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

あらかじめ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

ウ 滞留旅客等への対応

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

(10) 町が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、庁舎、公民館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等については、次のとおり管理上の措置、体制をとるものとする。なお、具体的な措置の内容は施設ごとに定めるものとする。

1) 各施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の利用者等への伝達
- b 利用者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、パソコンなど情報を入手するための危機の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

2) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- b 保育園、小中学校等にあつては、次の掲げる事項
 - ・園児、児童生徒等に対する保護の方法
 - ・事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- c 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - ・入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - ・事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- a 災害対策本部が設置される庁舎の管理者は、(10)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
 - ・自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - ・無線通信機等通信手段の確保
 - ・災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

第8項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策

1 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、住民等が個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動をとれるよう対策を実施する。

2 実施内容

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

町が管理する施設は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第9項 防災訓練

1 方針

南海トラフ地震における応急対策及び関係機関との調整の円滑化等を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

2 実施内容

(1) 防災訓練

町及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関及び自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した訓練を少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

(2) 訓練の検証

町及び防災関係機関は、南海トラフ地震の広域的な被害に対して速やかに対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行うものとする。

第10項 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

1 方針

町は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

2 実施内容

(1) 町職員に対する教育

町は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震及び津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- オ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- カ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 住民等に対する教育

町は、県等と協力して、住民等に対する教育を実施することとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行うものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的にとるべき行動
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震及び津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- オ 正確な情報の入手方法
- カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

- キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ケ 住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施